別表第二の二中

表面仕上材	1個につき
表面仕上材	1個につき
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	1個につき

」を

200	
1,200	

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

2　平成二十六年七月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十七年一月一日前に建造に着手されたもの）であって平成三十年七月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、第一条の規定による改正後の船舶設備規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　第一条の規定による改正後の船舶設備規程第百十五条の四の二第一項第一号の規定は、国際航海に従事しない船舶であって平成二十九年七月一日前に建造契約が結ばれたもの（建造契約がない船舶にあっては、平成三十年一月一日前に建造に着手されたもの）のうち平成三十三年七月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、適用しない。

4　前二項の船舶であって、平成二十六年七月一日以後に主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

告　示

○農林水産省告示第七百十号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十六年七月二日と定め、公示する。

平成二十六年六月二日　　農林水産大臣　林　芳正

第一の一の㈠を次のように改める。

㈠　種　類

水稲うるちもみ　水稲もちもみ　陸稲うるちもみ　陸稲もちもみ　種子水稲うるちもみ　種子水稲もちもみ　種子陸稲うるちもみ　種子陸稲もちもみ　飼料用もみ

第一の一の㈢のハの㈡の次に次のように加える。

㈣　飼料用もみ

第一の一の㈢の附中六を七とし、五の次に次のように加える。

六　飼料用もみには、異物として土砂（これに類するものとして生産局長が定めるものを含む。）が混入していてはならない。

第一の一の㈢の定義の五中「除く。」を「除き、飼料用もみにあっては、発芽粒、病害粒及びくされ粒をいう。」に改める。

第一の二の㈠を次のように改める。

㈠　種　類

水稲うるち玄米　水稲もち玄米　陸稲うるち玄米　陸稲もち玄米　醸造用玄米　飼料用玄米

第一の二の㈢のハの㈡の次に次のように加える。

㈢　飼料用玄米

項目	最高限度					
等級	水分（%）	被害粒（%）	異種穀粒			異物（%）
			もみ（%）	麦（%）	もみ及び麦を除いたもの（%）	
合格	一五・〇	二五	三	一	一	一
規格外―合格の品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの						

第一の二の㈢の定義の五中「除く。」を「除き、飼料用玄米にあっては、発芽粒、病害粒及び芽くされ粒をいう。」に改める。

○国土交通省告示第六百五十四号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百十五条の四の二の規定に基づき、船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示を次のように定める。

平成二十六年六月二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号。以下「規程」という。）において使用する用語の例による。

（騒音レベルの許容値）

第二条　規程第百十五条の四の二第一項第一号の告示で定める値は、場所及び船舶の総トン数ごとに別表第一に掲げる値とする。

（居住区域における隔壁及び甲板の遮音性能）

第三条　規程第百十五条の四の二第一項第二号の告示で定める要件は、別表第二の左欄に掲げる設置場所に応じ、それぞれ重みつき音響透過損失が同表の右欄に定める値以上であることとする。

（騒音から船員を保護するために備える設備及び備品）

第四条　規程第百十五条の四の二第二項第一号の告示で定める設備及び備品とは、騒音レベルが八十五デシベルを超える場所に対して備え付けられるものであって、次の各号に掲げるものとする。

一　管海官庁が適当と認める方法により備え付けられた、図記号及び補助標識（船員が通常業務に従事する場合において使用される言語によるもの）からなる警告標識。

二　当該場所に出入りする船員に使用させるための、管海官庁が適当と認める聴覚保護具。

附　則

この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。